

2023年10月1日更新分

捜査機関の皆さまへ

このページは、「LINE ヤフー株式会社」が提供するサービスに関するユーザー情報を必要とする国内外の捜査機関の皆さまに向けて、当社の考え方等について説明するものです。

基本的な考え方

「LINE」や「Yahoo! JAPAN」などのサービスは、日本の届出電気通信事業者である LINE ヤフー株式会社（以下、「LINE ヤフー」）によって運営されています。そのため、これらのサービスのユーザーに関する情報の開示は、適用される日本国の個人情報保護法、電気通信事業法、刑事訴訟法などの法的要件と、各サービスの利用規約やプライバシーポリシーに則って行われます。

開示要請への対応

ユーザーに関する情報はプライバシーに関わるものであり、LINE ヤフーは個人情報保護法や電気通信事業法によりこれらの情報を保護する義務を負っています。LINE ヤフーでは、以下のいずれかに該当し、捜査機関への情報開示が適切と判断できる場合に限り要請に応じて情報を開示します。

1. 国内からの要請の場合

① 令状に基づく場合

裁判官の発する有効な令状に基づく捜索・押収等であるため応じます。

② 緊急避難が成立すると認められる事案についての開示要請を受領した場合

緊急避難が成立し、通信の秘密侵害の違法性阻却事由となり得る事案と当社が判断できる場合には応じます。ただし、当社がその判断の責を負うため、事案ごとに入念に開示要請の背景を確認した上で開示可否を判断します。

③ 捜査関係事項照会による開示要請を受けた場合

当社は、法執行機関より当社が保有するお客様に関する情報の開示を求められた場合でも、裁判官が発する令状によるものまたは関係法令によって直接当社に開示を義務付ける手続きによるもの（明文の法令によって開示を間接的に強制されている場合を含みます）でない限り、原則として、お客様に関する情報を開示いたしません。ただし、例外的に、当社にお

いて開示の必要性和相当性の双方が認められる範囲においては、開示請求に応じることを検討いたしますが、その場合も、以下に該当する情報については、必要性和相当性が認められる範囲であっても、令状の執行によるものでない限り、お客様に関する情報を開示いたしません。

- 通信の秘密の保護対象となる情報およびそのおそれのある情報
- LINE ヤフーにおいてプライバシー性が高いと判断する情報（要配慮個人情報、クレジットカード情報、対象期間や項目が広範囲にわたる情報など）
- 被疑者以外の者に関する情報（ただし、人の生命身体の保護に係る緊急要請を受けた場合は除く）

2. 国外からの要請の場合

国外の捜査機関からの要請については、特定の国家や地域との間で締結している刑事共助条約（Mutual Legal Assistance Treaty、MLAT）や、国際捜査共助等に関する法律などを根拠にした司法共助の枠組みに則り、インターポール（国際刑事警察機構、ICPO）や外交ルートを通じて国内の捜査機関や外務省などから開示要請を受領した場合に対応しています。なお、各国における有効な要請手続きや保全要請については、当該国の捜査機関や官公庁（外務省、法務省など）にお問い合わせください。

開示する情報について

1. 特定のユーザーの登録情報

プロフィール画像、表示名、アカウントの登録情報（メールアドレス、郵便番号、電話番号、住所、氏名、登録日時など）、アカウント登録時や公開用のプロフィール設定時にユーザー自身が登録した情報

※事案に関係のある範囲に限定いただくため、捜査機関に対象となるユーザーの特定を求めます。

2. 特定のユーザーの通信に関わる情報

- LINE サービスに関する送信日時、送信元 IP アドレス、送信元ポート番号、テキストチャットなど、日本国憲法、電気通信事業法上の「通信の秘密」に該当する情報

※テキストチャットは 2016 年 7 月 1 日よりデフォルトでエンドツーエンド暗号化が有効化されています。エンドツーエンド暗号化が適用されている場合は、当社においてもテキストチャットの内容を複号できないため、捜査機関に対してもテキストチャットの内容の開示を行うことはできません。

※事案に関係のある範囲に限定いただくため、捜査機関に対象期間の特定を求めます。7 日分を超えるテキストチャットの開示要請は原則対応することはできません。

- Yahoo! JAPAN サービスに関する特定のユーザーのログイン履歴（日時、IP アドレスなど）、当該サービスの取引履歴（取引日時、取引対象の商品タイトル、商品価格など）

よくあるご質問

1. 要請するための文書フォーマットはあるか。

ありません。なお、海外からの依頼の場合、刑事共助条約に基づく場合は刑事共助条約の手続きに従ってください。また、外交ルートに基づく場合は所属国の官公庁（外務大臣等）に、ICPO を経由した依頼に基づく場合は所属国の警察機関にお問い合わせください。

2. MLAT・外交ルート・ICPO 経由で手続きを進めるので、対象データを保全してほしい。対象データに関する保全の要請も、MLAT・外交ルート・ICPO 経由で申請してください。

3. 要請から開示までどの程度の期間を要するのか。

一概に申し上げることはできませんが、数週間ほど要する場合があります。なお、日本国外からの要請の場合、日本国内からの要請と比較して長い期間を要することが想定されます。要請から開示までの期間について、予めお約束することはできません。

なお、要請内容によっては、情報開示対応に要した費用をご請求させていただく場合がございます。

4. 通信に関わる情報の保存期間を教えてください。

具体的な保存期間は公開しておりません。なお、サービスに必要な最低限の期間保存しております。

最終更新日：2023 年 10 月